

相談事例

長時間労働・過重労働

- 一般貨物自動車運送業のドライバー（運輸交通業）【60代、労働者】

朝6時頃から深夜11時頃まで勤務しており、1日17時間以上働いている。会社には、タイムカードなどの出退勤記録がない。休みは毎週日曜日しかなく、疲れが溜まって身体が重い。休憩中も再配達の手が来るため、休憩も取れない。
- 製造業の作業員（製造業）【年齢不明、労働者の家族】

毎日4時間から5時間の残業を行っており、月の残業時間は100時間を超えている。休憩がなく、昼食も取れていない状況で、体重が減り、体調を崩している。
- 飲食店の店長（接客娯楽業）【30代、労働者の家族】

休日がほとんどなく、朝4時頃に自宅を出て翌日の午前2時頃帰宅する生活である。月に1回から2回程度は休日であるが、自宅ですべて寝ており、疲れ切っている様子である。
- 製造業の作業員（製造業）【年齢不明、労働者】

会社と労働組合との間で、月90時間が上限の36協定届（時間外労働・休日労働に関する協定届）を締結しているが、実際は月100時間以上の残業となっており、中には月170時間も残業を行っている者もいた。

賃金不払残業

- 広告制作会社のアシスタント（金融・広告業）【20代、労働者の家族】

忙しいときは1日20時間労働が連続し、食事の時間も取れないぐらい忙しい状態である。会社から「月45時間以上働けば残業代が出る」と言われていたが、全く残業代が支払われない。
- 派遣業の工場作業員（その他の事業）【50代、労働者】

タイムカードで労働時間管理を行っているが、実際の労働時間を記録したタイムカードと賃金を計算するためのタイムカードの2種類を使用し、使い分けている。毎月の残業時間は月100時間を超えているが、賃金計算するためのタイムカードは実際の残業時間より低くなっているため、賃金不払残業となっている。
- 不動産管理業の事務（その他の事業）【30代、労働者】

労働時間管理は、自己申告制となっており、1箇月の時間外・休日労働時間は100時間から150時間になる。上司から、「残業が多いのは個人の責任だ」と注意されるため、1箇月40時間までしか残業申請できない状況である。

○ **建設業の作業員（建設業）【年齢不明、労働者】**

社長に対し、残業代の支払いを求めたところ「賃金に含まれている」と言われたが、賃金は基本給のみであり、これまでに固定残業手当が含まれていると聞いたことがない。固定残業手当や役職手当等は支払われていない。

パワーハラスメント

○ **繊維製品製造業の作業員（製造業）【40代、労働者の家族】**

上司から、指示に従わないと叱責を受け、「アホ」など人格を傷つける言葉を言われ、失敗すると身体を叩かれたりした。数日後には、役員から呼び出され、自ら判断し退職するよう言われた。

○ **金属製品製造業の作業員（製造業）【年齢不明、労働者】**

社長から日々、叱責を受けている。機械を使用して作業をしているが、失敗すると社員全員の前で社長から叱責を受ける。